## ドローン飛行時の要望事項1/2

平成27年12月からドローン等の無人航空機の飛行ルールが新たに導入されました。 航空法に定めるルールに違反した場合は、50万以下の罰金が科せられる可能性があります。

こまつの杜は DID人口集中地区に該当します

機体重量200g以上のドローンを飛行する場合は、国土交通省HPより申請手続きが必要です。 <a href="https://www.mlit.go.jp/koku/koku\_fr10\_000042.html">https://www.mlit.go.jp/koku/koku\_fr10\_000042.html</a>

国土交通省申請に該当しない場合でも、こまつの杜にてドローン飛行する場合は 飛行日3日前までに「ドローン飛行申請書」を提出するとともに、下記項目について、遵守ください。

#### 【遵守事項】

- ①第三者に対する危害を防止するため、第三者の上空で無人航空機を飛行させない
- ②飛行前に、気象、機体の状況及び飛行経路を確認し、安全に飛行できることを確認する
- ③常時5m/s以上の風が吹いている等、無人航空機を安全に飛行させることができなくなるような不測の事態が発生した場合には即時に飛行を中止する。
- ④酒精飲料等の影響により、無人航空機を正常に飛行させることができない 恐れがある間は飛行させない。
- ⑤雨の場合、また雨が降りそうな場合は飛行させない
- ⑥お客様・社員がいる上空での飛行は行わない。
- ※補助員を設置し、飛行範囲にお客様・社員が入らないよう安全監視をおこなうこと。
- ⑦不必要な低空飛行、高調音を発する飛行、急降下など、他人に迷惑を及ぼすような 飛行を行わない。
- ⑧物件のつり下げまたは曳航は行わない。

## ドローン飛行時の要望事項 2/2

## 【遵守事項つづき】

- ⑨無人航空機の飛行により、人の死傷、当該施設の損傷、第三者の物件の損傷等 発生した場合は、速やかに報告ください。
- ⑩無人航空機の飛行による物損・損傷に対する保険未加入の場合は、 こまつの杜での飛行を許可しません
- ⑪小松駅 駅舎隣接の為、十分に注意して飛行ください。

#### 【お客様の安全確保のための飛行ルール】

- ①原則、平日のみの受け入れとする(土・日・祝日は不可)
- ②大型建機デモ・搭乗時間
  - 4月~11月 9:45~11:00、14:45~16:00
  - 12月~3月 9:45~10:30、14:45~15:30 は 飛行禁止とする
- ③団体見学の予約が入っている場合は、団体見学を優先とし、飛行時間を調整いただく場合があります。
- ④平日でも小学校の春休み・夏休み期間等で、屋外イベント開催時は、飛行禁止とする。

# ■地理院地図 人口集中地区

 $\frac{\text{http://maps.gsi.go.jp/}\#15/36.403683/136.463542/\&base=std\&ls=std\%7Cdid2015\&blend=0\&disp=11\&lcd=did2015\&vs=c1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1\&d=m$ 

